

# 令和7年度 諫早市立小野中学校 『いじめ防止基本方針』

## 「いじめの定義」

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条）

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

※けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

## 諫早市立小野中学校 「いじめ防止基本方針」

すべての生徒の人権を尊重し、一人一人が安心して学校生活を送ることができるよう、安心・安全で健やかな学びの場を確保することを目的とする。全教職員が連携し、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を行い、いじめの根絶に向けて取り組む。

## 「目指す生徒像」

○他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。

○規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

## 「いじめ対策委員会」

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、以下の役割を担うものとする。

- (1) いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報する機関としての役割
- (3) いじめの疑いがある情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) 組織的にいじめに対応するための中核としての役割

〈構成メンバー〉 校長、教頭、生徒指導主事、いじめ・不登校担当教員、学年主任、担任、養護教諭等の関係教師で構成。

必要に応じて、スクールカウンセラー、心の相談員、学校運営協議会委員、民生委員、人権擁護委員その他関係者等

### 【育友会との連携】

○育友会総会にて、いじめ防止基本方針の柱を伝え、協力依頼を行う。

○役員会、理事会の各会合にて、現状の共通理解を図る。

### 【地域との連携】

○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における学年・学級育友会等の懇談会の場において、いじめ防止基本方針の柱を説明し、学校の取組について理解と協力を深める。

### 【関係機関との連携】

○「いじめの実態調査」に関して、いじめと考えられる事案を丁寧に確認し、情報の共有化と事案の収束に努める。

○少年センターとの連絡を密に行い、いじめの有無に関わらず、心身のバランスを崩した生徒について情報を伝えて指導や助言を得る。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの要請を積極的に行うことで、個別対応に努める。

### 【生徒会の取組】

○いじめ根絶標語を全校生徒に募集し、優秀作品の表彰と啓発活動の短冊づくりを行う。

○いじめ根絶集会や人権集会を開催していじめ根絶やお互いを尊重し合う意識の高揚を図る。

○構成的グループエンカウンター（アドジャン）により、自分と他者の理解を深め、気づきを広げて、心地よい人間関係の構築を図る。

## 「いじめ防止に向けての取組」

○いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

○人権尊重およびいじめ防止のため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実と推進を図り、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養う。（いじめに関するアンケートの実施、いじめ根絶集会や人権集会など）

○インターネットやソーシャルネットワークサービスの利用に関するメディア安全指導を行い、情報モラルの育成を図る。

○いじめの防止等のための取組および評価の内容を公開し、保護者や地域住民が確認できるようにする。

○学校として特に配慮が必要な生徒を明らかにし、その特性や抱える課題に対する認識の共有を図るとともに、特定の考え方に固執しない対応と適切な支援に努める。

## 【各種相談ダイヤル】

○諫早市少年センター 0957-24-3737、0120-37-0537

○24時間子どもSOSダイヤル（親子ホットライン） 0120-0-78310

○こころの電話（長崎こども・女性・障害者支援センター） 095-847-7867